

# 第2回嬉野市入湯税等検討委員会 会議資料

令和6年11月14日（木）  
嬉野庁舎3-1会議室 13：30



# 目次

- 1) 第1回検討委員会での主な意見
- 2) 入湯税と宿泊税の比較
- 3) 入湯税嵩上げの他都市の事例
- 4) 宿泊税導入の他都市の事例
- 5) 事務局からの提案
- 6) 増額試算
- 7) 新たな財源の使途

# 1) 第1回検討委員会での主な意見

- ・入湯税が何に使われているのかを明示する必要がある。
- ・入湯税にとられるのではなく、地域経済そのものの活性化のための策を考える必要があるのではないか。単価を上げるのではなく数を増やすという広域的な策をとるべき。
- ・宿泊税のほうが広く徴収できて公平性があるのではないか。
- ・今の観光客数にプラスして、いくら徴収すれば今後の財源確保ができると事務局として考えているのか。
- ・税の徴収に関して、ランク分けは1つのルールではないかと考える。
- ・宿泊税については、今後新たに創設する税という方向性もあるため、少し時間をかけて協議を進めるとよいのではないかと考える。

# 1) 第1回検討委員会での主な意見【事務局回答】

入湯税が何に使われているのかを明示する必要がある。

入湯税の50%を観光、25%を環境、25%を消防関係に要する予算に充当。  
入湯税の嵩上げとなった場合、増額分は観光に充当する方向で検討している。

入湯税にとられるのではなく、地域経済そのものの活性化のための策を考える必要があるのではないか。単価を上げるのではなく数を増やすという広域的な策をとるべき。

近隣自治体と連携した広域的な誘客の取り組みは既に実施しているが、より効果が出るような取り組みを進める。

宿泊税のほうが広く徴収できて公平性があるのではないか。  
今の観光客数にプラスして、いくら徴収すれば今後の財源確保ができると事務局として考えているのか。  
税の徴収に関して、ランク分けは1つのルールではないかと考える。  
宿泊税については、今後新たに創設する税という方向性もあるため、少し時間をかけて協議を進めるとよいのではないかと考える。

入湯税嵩上げまたは宿泊税導入のいずれかに絞って、議論を進めてはどうか。

## 2) 入湯税と宿泊税の比較

区分	入湯税	宿泊税
法的根拠	<p>地方税法第701条</p> <p>鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、<u>鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。</u></p>	<p>地方税法第731条</p> <p>道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、<u>法定外目的税を課することができる。</u></p> <p>2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、<u>あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</u></p>
税率	150円を標準（地方税法第701条の2）	自治体が独自に決定
納税義務者	鉱泉浴場を利用する方	ホテル又は旅館の宿泊者
手続き	条例制定または改正	条例制定かつ総務大臣の同意

### 3) 入湯税嵩上げの他都市の事例

自治体名	施行 期日	税額等			備考
		宿泊利用者	日帰り利用者	長期	
美作市（岡山県）		200円	1000円未満の利用料金の場合 は免除	—	H17.3月の合併時に 合併前構成団体の 規定を継続
桑名市（三重県）		ホテルまたは旅館及び類する施設 国民宿舎、寮、保養所及び類する施設 その他の施設	210円 150円 60円	—	H16.12月の合併 時に合併前構成団 体の規定を継続
箕面市（大阪府）	H28.6.1	200円	75円	—	
釧路市（北海道）	H27.4.1	250円 150円 (国際観光ホテル整備法上 の登録ホテル・旅館以外) 70円 (10人以上の修学旅行)	90円 40円 (10人以上の修学旅行)	—	
上川町（北海道）	H30.4.1	250円 150円 (国際観光ホテル整備法上 の登録ホテル・旅館以外)	150円 75円 (10人以上の修学旅行)	75円	療養等で7日以上 滞在の場合75円
由布市（大分県）	R6.10.1	100円（宿泊4,000円以下） 250円（宿泊4,000円以上）	70円 (利用料400円以上)		

### 3) 入湯税嵩上げの他都市の事例

自治体名	施行 期日	税額等			備考
		宿泊料金または飲食料金 (両方発生する場合は合算)	短期滞在者 日帰り～6泊7日	長期滞在者 7泊8日以上	
別府市（大分県）	H31.4.1	1,500円以上2,000円以下	50円	25円	
		2,001円以上4,500円以下	100円	50円	
		4,501円以上6,000円以下	150円	75円	
		6,001円以上50,000円以下	250円	125円	
		50,001円以上	500円	250円	
		娯楽施設を有する場所における 鉱泉浴場を利用するもの	40円	—	

# (参考) 県内自治体の状況

R6.2月現在

	佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	伊万里市	武雄市	鹿島市
宿泊	150円	150円	150円	100円	150円	150円	100円
日帰り	免除	50円	100円	50円	50円	50円	50円

	小城市	神崎市	吉野ヶ里町	基山町	上峰町	みやき町	玄海町
宿泊	150円	150円	150円	150円	150円	150円	50円
日帰り		50円	50円	70円	50円		

	有田町	大町町	江北町	白石町	太良町	嬉野市
宿泊	150円	150円	—	—	150円	<b>150円</b>
日帰り	50円	50円	—	—	50円	<b>50円</b>

※日帰りに「宿泊しない」「宿泊を伴わない」含む

## 4) 宿泊税導入の他都市の事例

自治体名	施行日	税額（1人1泊税抜）							
		4,999円未満	5,000円～6,999円	7,000円～9,999円	10,000円～14,999円	15,000円～19,999円	20,000円～49,999円	50,000円～100,000円	100,000円以上
東京都	H14.10.1	対象外			100円	200円			
大阪府	H29.1.1	対象外		100円		200円	300円		
京都市	H30.10.1	200円					500円	1,000円	
金沢市	H31.4.1	対象外	200円				500円		
倶知安町	R1.11.1	宿泊料金の2%							
福岡市	R2.4.1	200円（うち県税50円）					500円（うち県税50円）		
北九州市	R2.4.1	200円（うち県税50円）							
福岡県	R2.4.1	200円（北九州市・福岡市は50円）							
長崎市	R5.4.1	100円			200円		500円		
ニセコ町	R6.11.1	200円					500円	1,000円	2,000円
常滑市	R7.1.6	200円							
赤井川村	R7.4.1	200円					500円		
熱海市	R7.4.1	200円							

## 5) 事務局からの提案①

### 第1回入湯税等検討委員会 (R6.9.10)

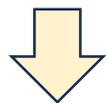
概ね新たな財源が必要であるという共通認識の確認。



### 第2回入湯税等検討委員会 (R6.11.14)

〔今委員会での検討事項〕

- ・ 手段の決定 (入湯税か宿泊税か)
- ・ 増加額の決定



### 第3回入湯税等検討委員会 (未定)

〔次回の検討事項〕

- ・ 第2回の決定事項を踏まえた市長への検討結果の報告案の確認
- ・ 継続検討の必要性の確認

## 5) 事務局からの提案②

入湯税嵩上げまたは宿泊税導入のいずれかに絞って、議論を進めてはどうか。



### 〔宿泊税の導入〕

- ・全国的には導入に向けた動きが進んでいるものの、宿泊税の導入にあたっては新たに独自の税を創設することになるため、制度設計には時間をかけて慎重な議論が必要になると考える。



入湯税の嵩上げを念頭に、議論を進めてはどうか。

## 6) 増額試算

令和5年度入湯税収入：67,712千円

うち観光充当額：33,856千円

区分	事業費	財源充当額			
		入湯税	一般財源	補助金	その他
環境衛生費（環境衛生施設の整備）	82,817千円	16,928千円	65,889千円	0	0
消防費（消防施設等の整備）	88,792千円	16,928千円	47,964千円	0	23,900千円
観光費	199,358千円	33,856千円	66,966千円	1,536千円	97,000千円
（1）鉱泉源の保護管理施設	48,334千円	0	2,534千円	0	45,800千円
（2）観光施設の整備	33,940千円	7,476千円	14,228千円	1,536千円	10,700千円
（3）観光振興（上記を除く）	117,084千円	26,380千円	50,204千円	0	40,500千円
合計	370,967千円	67,712千円	180,819千円	1,536千円	120,900千円

区分	主な事業
環境衛生施設の整備	一般廃棄物処理施設（広域施設含む）の建設費など
消防施設等の整備	広域消防施設や市単独の消防施設整備費など
鉱泉源の保護管理施設の整備	源泉集中管理事業
観光施設の整備	観光施設や公園、公衆浴場の整備など
観光の振興	観光宣伝、情報発信、観光・公園施設の維持管理費など

## 6) 増額試算

1. 算定人数（令和5年度基準）

宿泊：403,000人 休憩：147,000人

2. 単価別試算額

単価 増加額	入湯税増加額		
	宿泊	休憩	合計
50円	20,150千円	7,350千円	27,500千円
100円	40,300千円	14,700千円	55,000千円
150円	60,450千円	22,050千円	82,500千円
200円	80,600千円	29,400千円	110,000千円

令和5年度入湯税＋増加額	
入湯税総額	観光充当額
95,212千円	61,356千円
122,712千円	88,856千円
150,212千円	116,356千円
177,712千円	143,856千円

3. 状況別試算額

算定内容	入湯税増加額
宿泊・休憩ともに単価50円を増額した場合	27,500千円
宿泊：単価100円、休憩：単価50円を増額した場合	47,650千円
宿泊・休憩ともに単価100円を増額した場合	55,000千円
宿泊・休憩ともに単価200円を増額した場合	110,000千円

## 7) 新たな財源の使途

観光戦略に基づいたもの（案）  
ものではありません。

\*あくまで想定であり決定した

- ・ 地元食材・焼物等の活用
- ・ 源泉保存に関する組織の設置運営等
- ・ 観光に関する二次交通に関する整備費用
- ・ 観光施設のバリアフリー化に関する費用
- ・ DXやデータ分析、SNS等にかかる整備費用
- ・ 新規旅行商品開発にかかる費用
- ・ その他観光振興に関するもの